

# 東京電力福島第一原子力発電所における 緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針（案）

## （健康教育等）

第六十九条 事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるように努めなければならない。

2 労働者は、前項の事業者が講ずる措置を利用して、その健康の保持増進に努めるものとする。

## （指針の公表）

第七十条の二 厚生労働大臣は、第六十九条第一項の事業者が講ずべき健康の保持増進のための措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。

※（参考）70条の2に基づく指針

- ・事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和63年指針公示第1号）
- ・労働者の心の健康の保持増進のための指針（平成18年指針公示第3号）

今回新たに「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」を公表し、それに基づき被ばく線量に応じた検査等の実施について、事業者に対し指導を行う。

## （国の援助）

第七十一条 国は、労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るため、必要な資料の提供、作業環境測定及び健康診断の実施の促進、事業場における健康教育等に関する指導員の確保及び資質の向上の促進その他の必要な援助に努めるものとする。

2 国は、前項の援助を行うに当たっては、中小企業者に対し、特別の配慮をするものとする。

国は、転職した後に放射線業務についていない場合等について援助を行う。